

**令和6年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日 時：令和6年10月7日（月）
午前10時00分から正午まで
場 所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

司会（障がい福祉課 柳澤担当係長）：＜開会＞

岩田障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

三浦障がい福祉課長：

障がい福祉課長の三浦でございます、よろしくお願いいたします。

私の方からは、議題1の大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会の体制について、ご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

大阪市障がい者施策推進協議会におきましては、今年度、3年に1回の委員改選の年となっております、新たな体制でスタートしております。

本部会におきましては、大きな改正はございませんが、所属団体の推薦者の変更によりまして、委員の変更がございます。

資料1をご確認いただきまして、まずは、一般社団法人大阪府医師会理事の宮川委員が前川委員へ変更されております。

また、大阪府地域生活定着支援センター所長の山田委員がご退任されまして、新たに前阪所長が委員としてご就任をいただいております。

本日は委員改選以降、最初の部会となっております、本協議会では、条例により委員の互選により部会長を置くこととしているところでございます。

本部会では、従来、学識経験の立場からご参画いただいている委員に部会長をお願いしております、事務局のご提案でございますが、前回に引き続き、学識経験者としてご参画いただいております、潮谷委員にお願いしたいと考えておりますけれどもいかがでございましょうか。

各委員：異議なし

三浦障がい福祉課長：

ありがとうございます。

それでは異議なしということで進めさせていただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

ただいま、自立支援協議会の部会長に選任いただきました潮谷です。

また、どうぞよろしくお願いいたします。

本当、時間の方に限りがありますので簡単にご挨拶だけさせてもらいたいと思います。

前回も自立支援協議会の部会長をさせていただきましたけれど、大変議題が多くて、大阪市の課題というのは、大変多くあるかと思っております。

その中で皆さん、引き続き、忌憚ないご意見を出していただけたらと思っています。

今年度から報酬改定も行われて、各部署の中で大きな影響も出てきているというのも聞いておりますので、またそういったこともあわせて皆さんにご意見を出してもらえたらと思っています。

特に自立支援協議会については、会議体の位置付けということが、各区の中でも明確になっていて、困難事例の検討というのが始まりつつあるという状況もありますので、そういったところも含めてお話いただけたらと思っています。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

三浦障がい福祉課長：

潮谷部会長、ありがとうございました。

また、大阪市障がい者施策推進協議会条例第6条第5項によりまして、部会長に事故があるときはあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理するとありますので、潮谷部会長からご指名をいただくこととなっております。

潮谷部会長、ご指名よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

それでは、前回に引き続き北野委員にお願いいたしたいと思っています。

よろしいでしょうか。

各委員：異議なし

三浦障がい福祉課長：

ありがとうございます。

それでは部会長に潮谷委員、部会長代理として北野委員でよろしくお願いいたします。

議題 1 は以上でございます。

司会：

それでは、以降の議事進行を潮谷部会長にお願いしたいと思います。

潮谷部会長、よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

はい、よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事を進めますが、会議の時間が限られておりますので、議事の円滑な運営にご協力をお願いします。

本日の審議の進め方ですが、議題 2 は報告事項ですので事務局からまとめて説明をいただいた後に、内容についてご意見がある場合は、お願いいたします。

その後は、各議題に関する事務局の説明の後に、審議を行うこととします。

それでは早速、議題の 2 の方から事務局の説明をお願いいたします。

司会：＜資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 2-5、資料 2-6 について説明＞

潮谷部会長：

はい。

議題 2 について報告していただきました。

何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

皆さん、おはようございます。

障大連の古田です。

まず資料 2-1 ですがけれども、この間、新しい部会をつくっているところは、北区やったらイベント活動とか精神科の課題とか、中央区でも訪問系、就労系、西区でもグループホームとか、新しい部会が作られてきたりしているようには見えます。

事業所連絡会は住吉区でやっているのですがカウントはされてないところとか、事業所連絡会カウントされているところとか、ちょっと違いがあるのでまた精査ください。

資料 2-1 の 2 ページ以降の資料なのですが、これ、かなり区も労力かけているんじゃないかなと思うのですが、これ誰も読めてないと思うんです。

それでもう、いっそのことこれをやめて、むしろ区が取組あるいは各部会で、何が課題になっているのかとか、どういうふうにしていこうとその区では思っているのかとかいうふ

うに、ポイントをまとめて出した方がよっぽど効果があるかと思います。

この細かく、いついつ何やった、誰が参加したみたいなのは、労力かけている割に役にあまり立ってないので、これはもう抜本的に見直したほうがいいんじゃないかなと思って

います。

あと、基幹センターの自己評価については、後で5のところで述べさせていただきます。

それとあと相談支援ですけども、これもいつもちょっと追いかけてはみているんですけど、今回、半年前の1月の段階からみると、16か所増えているように思うのですが、各区で追いかけてみてもらいたいなと思っています。

もともと基盤が増えずに問題やと言われている、福島区、此花区、港区、大正区、ここは事業所数が1桁台やったりするのですが、これ全然1年前から増えておりません。

西エリアは全く増えないような状態のままで、厳しい状態です。

それとあと中央区が4か所下がったり、浪速区が3か所下がったり、阿倍野区と東住吉区が2か所下がっていると。

一方で平野区が6か所増えて、西成区が5か所増えています。

だから、16か所増えているって言っても、かなり区によってばらつきがありますし、このままでは、南の方とか増える区はどんどん増えていきますけど、増えない区はもうそのまま、基盤が危ういという状態になってくるかと思いますので、各区の事業所数の推移を追いかけて出してもらいたいなというふうに思っております。

それと下の方にいきましたら、72か所増えたけど40か所廃止になっているっていうことで、事業廃止がまだまだ続いている状態。

それと裏面も合わせてみましたが、やはりサービスの受給者数の総数が増えているので全然計画相談が追いついていないどころか、この間、令和3年の52.3%から、52.1%、51.9%というふうに、計画率が下がっておりますので、減らさないといけないセルフプラン率がさらに増えているような状態でもあります。

障がい児の方も計画率が下がってきているというような危ない状態になってきています。

それで、やっぱり計画相談っていうのはサービスの入口の重要な基盤でして、このままではまずいというふうに捉えていただいて、各区の推移ですとか、あるいは機能強化型報酬が取れているのが何割、何か所あるのか、サービス利用支援費の方は何か所あるのか。

もともと7割ぐらいはサービス利用支援費やったわけです。

つまり1人事業所が多いところがサービス利用支援費なので、機能強化型報酬が取れている事業所というのは1割2割ぐらいしかなかったのが、そういう基盤の薄さというのも、もっと分析して出していただきたいなと思っています。

このままではまずいです。

国の報酬はちょっとずつ変わってきていて、それをわかりやすく資料としてまとめていただいて、何回も通知を出していただいたのはわかっているんですけども、やっぱり西エリアとか、非常に厳しいところ、増えないところ、むしろ減っているところについては、集

中のどういうふうな支援をすべきか考えるべきやと思います。

例えば複数連携の事業所の報酬が、機能強化型報酬を取れるものが、国で発出されていたし、またモニタリングの頻度も去年一度通知を出していただきましたが、また今年度からモニタリング頻度を上げることができる対象の拡大が、国の方でなされておりまして、そういうふうな通知もまた出していただく。

それと複数連携とかモニタリング頻度とか、1人事業所が2人、3人と相談員を増やしていけるようにするために、わかりやすい簡単な説明資料をもって、その区に行って、相談支援部会はどの区もありますんで、事業所を集めてわかりやすくサポートしていく。

そうやって、事業所の相談員や事業所数を増やしていくっていうようなバックアップをぜひともしていただきたいというふうに考えていますんで、よろしくお願いします。

潮谷部会長：

はい。

藤野委員、お願いいたします。

藤野委員：

はい。

大阪市障がい児者施設連絡協議会の藤野です。

よろしくお願いします。

私も昨日データでいただいていたやつを読んでいて、お話ししようと思っていたことはほとんど古田委員の方から今おっしゃっていただいたのですが、相談支援事業所が、福島区、此花区、港区が1桁台っていうような形の中で、やっぱり何とかせなあかんというふうにいろいろ考えておる中で、私自身も令和3年度まで、此花区で障がい者基幹相談センターの管理者をずっと7年ほどやっておりましたので、その時の数から増えているかなと思ったら、その時も6か所しかなかったのが、そのままの状態です。

私、昨日、大阪市の令和5年の各区の人口をホームページで見てもいいんですけど、区民の数からみて、区内の事業所がどれぐらいの人を対象にするか、単純には割れないんですけども、此花区は65,000の人口で6か所しかないとなると、1事業所で10,000人を超える区民を対象にせなあかんっていうのは、単純ではないかと思うんですけど、福島区もそうやって考えていくと、1事業所で9,000人を超えるような区民を対象にする。

それに比べて、西成でしたら48か所あって、人口が105,000人ほどやったら、1事業所当たり2,100人ほど、平野区やったら3,700人ぐらい。

大阪市内の手帳所持者数が20万人近くいることから考えると、此花区・福島区・港区の事業者が1桁台であることは、受給者数から見てもそうなんですけど、各区の人口からみても事業者数が明らかに少ないと思うのですよね。

いろいろ障がい福祉のような福祉課題とか、各区によっても異なりますけど、やはり少な

いところは、私がいるときからでもそうでしたけれども、区の方でもすごく、基幹センターとして区役所とも連携をとりながら、どうやったら増やすということができるかという取組を積極的にやっていたんですね。

特にまた介護保険の関係で、ケアプランセンターであるとか、そちらの方の方々にも、障がいにも手を挙げてくれへんかなとかいうこともあって、地域包括支援センターなんかとも連携を取りながら、いろいろと取組をやったのですが、やはり区では限界がある。

私がいるときもやっていましたけど、やめてからもう2年半ほど経っても、現状が変わってないということを考えると、やはり集中的に大阪市が区と基幹センターと3者で、大正区も含めて各区を回っていただいて、少ないところなんかはそういう取組をもっと個別に市が区の方を回っていただくような取組っていうのをちょっとしていただいた方がありがたいのかなと思っていますところなんです。

以上です。

潮谷部会長：

はい、わかりました。北野委員の方から。

北野委員：

お二人とほとんど質問は同じで。

本当単純な質問で、私がわからんから質問するのですが、障がい児相談支援の方の事業所数と利用率との関係が全然私よくわからなくて。

例えば、大正区は事業所8つですが、利用率は90%という形で出ております一方で、城東区とか鶴見区を見ると、それぞれ24か所、12か所と、それなりに事業所があるのだけでも、利用率が24%とか21%と2割ぐらいになっている。

こういう大きな差が出てくる原因が、もし市の方で把握されているのであれば、ちょっと状況を教えていただけたらと思います。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

今、3人の方のご意見ご質問ありましたけど、1点目が各区の…

岡委員お願いします。

岡委員：

はい。

岡です、よろしくお願いします。

1個教えていただきたいのが、主任相談新専門員養成研修の推薦状況です。

さっき報告の中で、「適切ではない相談員」ていうのがあったのですが、それを大阪市はどういうふうな基準で認識しているのかっていうのを1つ今後のために教えていただきたいというのと、あと、うちも港区で基幹センターやっているんですけども、確かに西エリアは本当に事業所が増えません。

これ、様々な問題が入り組んでいて、多分そこを分析していく必要があるんだろうなというふうには思います。

ただ、相談支援としては回っている現状は実際あるんです。

それは他区から助けていただいているというのもありますし、あと、セルフプランに積極的に切り換えていっていることも、実はやっています。

これは計画相談でやって、自分たちができる力がついていった方を、基幹センターとセットでセルフプランに切り換えて、自分の力でチャレンジしていってみると。

その分、事業所の空きの枠が出たときに、新規を取っていただくという形で循環させていくような取組も実はやっているんですね。

これは様々な問題が入り組んでいるなと日々実感するのがなぜかという、例えば、他区で選定会議であったりとか、そういったものをやっている中で、各基幹センターが地域の事業所に振り分けているところが、自分そこには回ってこない。

なので、公開という変ですけど、公開で選定会議をやっている区に集まってくと。

なので、それぞれの区の実態が違う中で、取りやすいところにガーッと集まっていてしまっているという現状もあって、多分いろんな区の課題が入り乱れて、今の状態が成り立っているのだろうなというふうに思うんですね。

だから、他のところで回ってこないから港区に来て、どんどん、どんどん新規を受けていただいているという実態もあるので、多分、一概に事業所を作るだけではなくて、近隣区をひとまとまりにして課題を見ていかないと、1つ1つの区だけでは、それはそれで解決しないのだろうなと思うので、3〜4区のちょっと広いエリア、もしくは、全然違う区、港区の協議会であれば、一番遠いところで平野区であったりとか、旭区であったりとか、あっちの方から参画している事業所なんかも実はあるんですね。

だから、来ているには来ている理由があるっていうのがあるので、その辺も全部リンクさせながら検討していく方が、課題解決にはいいのかなと思います。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

酒井委員、お願いいたします。

酒井京子委員：

職業リハビリテーションセンターの酒井です。

各区の部会の状況一覧で、各区によっていろいろ課題が違うので様々だと思うのですが、今年度、報酬改定があつて、来年度から新しく就労選択支援事業というのが始まります。

前回の部会でも、多分、酒井大介委員もおっしゃったと思うのですが、就労選択支援事業の基本プロセスの中で、協議会に就労選択支援事業者は参加をして、地域の関係機関と連携を図りながら、地域の就労に関する社会資源の情報を把握し情報提供するっていうことが位置付けられているのですが、24区の中で就労部会があるのは8区だけで、3分の1しかなくて、日中活動の部会に就労系の支援事業所も参画しているとは思うのですが、3分の2がない状況で、すべての区にできれば就労部会っていうのを作っていく必要があるかなと思っていますので、就ポツの地域センターが頑張るところなのかもしれませんが、その辺の働きかけについて、大阪市としてどのように考えておられるのか教えていただければと思います。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

一旦ここで事務局の方にご回答を願おうかなと思っております。

1点目は各区の活動状況についてのご報告について。

これ、事務局にとって整理も大変だろうということで、簡素化ということについてのご意見ありました。

もう1点は、相談支援の実施状況については、もっと詳細に分析、また、情報収集、地域実態というものを把握する必要があるということですね。

また、選定会議の方法などについても状況把握が必要ではないかということです。

もう1点が、主任相談支援員の適当でないと言われるような方っていうことについて事務局の方でどのように考えているのかということです。

もう1点が、就労選択事業が今後、参加される場合、協議会の方にも入らないといけないという規定がある中でどのように地域に今投げかけているのかというような4点のご質問があつたかと思いますので、事務局の方で回答できる部分はお願いいたします。

まず、各部会のこの報告の書式ですよね。

私たちも見るのは結構大変ではあるのですが、多分整理する事務局は大変ではありませんよね。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井と申します。

よろしくお願いいたします。

1点目の資料1-1であつたりとか、各区協議会からご報告いただいております様式等に

つきましては、私も過去のことを調べてみたのですが、10 年近くこの様式で報告いただいていたのかなと思っております。

内容につきましても、同じ部会で他区がどんなことをしているのかなってというのは見られておるかと思うのですが、ちょっと見づらいというご意見いただいておりますので、もう少しわかりよいような形で、今後は検討させていただきたいなと思っております。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

相談支援の実施状況のもう少し詳細な分析ということですが、いかがですか。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井でございます。

資料 2-5 の相談支援の実施状況につきまして、北野委員からお話をいただいております、資料でわかりづらいとおっしゃっていただいた部分なのですが、事例に挙げていただいていた障がい児相談支援の利用率なのですが、こちらの計算はですね、障がい児通所支援の受給者数と、実際に障がい児相談支援の決定を受けられている人数で率を出させていただいておりますので、事業所数は反映させた率にはなっていないという形になっております。

ですので、全体の何らかの通所支援の決定をいただいた方のうち、相談支援の決定を受けている方の率という形で、利用率をあげさせていただいているような表となっております。

また詳細の資料の作りというところでございますけれども、各区の比率でありましたりとかは今後、できる限り内容を必要に応じて検討させていただきたいなと思っております。

また、相談支援事業所への支援というところでございますが、この部分につきましては、西エリアの方がかなり人数、事業所数が少ないでありますとか、また単にそういうところだけでなく区の事情であったりとか、近隣区との連携であったりとかっていうご意見もいただいております、そういったところも踏まえてどういったことができるかのということを考えていかないといけないかなと思っております。

また各区の協議会の方から、相談部会で令和 6 年度の報酬改定でありますとか、そういったところの説明を詳しくして欲しいというご依頼がある区に対しましては、障がい福祉課の担当者が出向いてご説明させていただくでありますとか、また報酬改定だったりとか、いろいろ事務連絡をさせていただきながら、支援させていただくという形もとらせていただいておりますので、引き続き、相談支援事業所の体制づくりというところに支援を行って参りたいなと思っております。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

またこの実施状況の分析についてはこういう観点で分析して欲しいというご意見を別で集めて、市の方でもできる範囲で分析の方法を変えていくっていうのは、今後やっていただけたらなと思っています。

僕の方からも打ち合わせのときに、以前ワーキングで60歳以上の方のセルフプランの状況について分析するということも言ってましたので、その辺りがここに反映できてないという部分もありますので、また皆さんの方から、これについてはご意見集めて、こういう分析方法をした方がいいんじゃないかということによっていただけたらなというふうに思っております。

また市の方から報酬改定であるとかの部分については情報提供をしっかりとっていくというふうなお話だったかと思います。

また区からの要望があれば対応をしている部分もあるというふうなお話だったかと思います。

あわせて、酒井委員からありました就労選択事業の就労部会がまだ少ないという状況に対して何か各区の自立支援協議会への投げかけっていうところはされていますでしょうか。

いかがですか。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井でございます。

今お話をいただいていた、就労選択支援の方の区協議会との連携みたいなところにつきましては、まだ事務局の方から何らか、今後こうなるよというふうなご連絡を差し上げられてないというところもありますので、今後そういったところが報酬改定とかを踏まえて必要になるということは連携させていただきたいなと思っております。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

今後、情報提供されるということですね。

もう1点、主任相談支援員の推薦状況についてのご質問あったかと思います。

三浦障がい福祉課長：

障がい福祉課長の三浦でございます。

今、部会長からいただきました主任相談支援専門員の研修の件なのですが、こちらの方は資料にもつけさせていただいております、申出書に基づきまして、今年度、実際に推薦のための申出を受けてきたところです。

主任相談支援専門員こういったものかっというところもございますが、大阪市としては、やはり地域の事業者の核になるというか、地域づくりでありますとか人材育成というふうな観点でも活動していただく方に主任相談支援専門員になっていただきたいというふうな思いはあって、申出書の方の中身も作ってきたところです。

実際、出てきた中身を見ておりますと、そういった取組をすでにされている方が申し込みをされているケースももちろんたくさんあるのですけれども、中には、基幹センターとの連携がないような相談員さんからも申し込みがあるというふうな状況が見受けられるということが、今年度実際やってみまして、課題というふうにも考えておまして、そのへんにつきましては先ほど報告にもございましたが、今後、主任相談支援専門員がこういった役割を果たすのかっというふうな辺りも、大阪市としてもきっちりと示していきながら、それが地域の相談支援専門員の、ある意味人材育成というか、こういった活動を普段の支援の中でしていくってということが、今後主任相談支援専門員になるっていうふうなところのプロセスの中に入ってくるっていうふうなことも、きっちりと示していきながら、ある程度そういった地域での活動で力量を積んだ相談員が、主任研修を受けてもらうというような流れを作っていく必要があるかなと思っております。

実態の報告ということで、今回はさせていただいたのですけれども、今後の部会のところではこういった形でその主任相談支援専門員になるような方を育てていくかということも含めた、主任研修の推薦のあり方ということを検討していきたいというふうに思っております。

それで、先ほどもう1つご意見いただきました、就労選択支援の部分につきましては、今現状、酒井委員からのご指摘では区の協議会のところで十分な就労部会の設定もないということでしたけれども、就労選択支援は来年以降の事業にはなってきますけれども、地域の事業者と連携して利用者をきっちりアセスメントして必要なサービスに繋いでいくというふうな、事業の中身であるということを考えますと、やはり地域に根差した支援をしていくっていうふうなところが基本的な部分になってくるのかなというふうに考えております。

そういったことも含めまして、今後、区自立支援協議会との連携ですとか、区自立支援協議会の中でどのように議論していくかっということも、大変重要な課題であると思っておりますので、ご指摘踏まえまして、今後の対応につきましても検討していきたいと思えます。

福原障がい支援課長：

障がい支援課長の福原と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

酒井委員の方からご指摘いただいた就労選択支援は、来年の10月から施行ということになってございます。

私は支援課としてサービスの担当でもございますので、今、福祉課長の三浦からもありましたような、実際に10月から適切なアセスメントをしっかりと、新しいサービスの趣旨、

目的がしっかりと円滑に進むような形で、準備していかないといけないっていうふうに思っています。

制度がもうすでに改正されていますので、ある程度認識されていると思うのですが、次に事業者となりうる主体である、現在のご経験がある就労系事業所の方々に、できるだけ早いタイミングで、こういった形でご準備いただくのか。

あと、当然サービスを提供していただくためには指定を受けていただくっていうところもございますので、指定権者であります運営指導課とも足並みをそろえながら、人員基準、運営基準等を含めまして、我々の方でも、どういうふうな形でわかりやすく説明するかというのを今検討しておりまして、来年の夏ぐらいにいきなり周知してというわけにはいかなないので、できるだけ早いタイミングで、早め早めにしっかりとネットワークが構築されるような形で取組を進めていく中で、自立支援協議会の部会の状況も含めまして、受け入れていただく部会の方にも認識していただかないといけないっていうところもございますので、それぞれが準備できるような形で、早急にわかりやすく、周知の方図って参りたいというふうに考えておるところでございます。

あと、北野先生からありました、障がい児相談支援の利用率のところです。

私も障がい児相談支援の資料を見ながら、計画相談支援の利用率は、区ごとの差はそんなにないのですが、児の相談支援の方につきましては、受給者数と事業所数が必ず比例したものではなくて、さらに区ごとに差があるという実態がございます。

障がい児相談支援の方につきましては、通所支援の利用計画を作っていただくというところをメインにしておるところでありますけれども、様々な相談も受けていただいて、子どもさんの発達、未来のためにしっかりと取組を進めていくというものでもございますので、保護者さんの様々な思いであったりとか、お考えというところと、区の方で利用のご説明をさせていただくというところの部分の、こういった差があるのかなというところも分析していかないといけないと思っております。

2年前には、障がい児相談支援を使うとこういうメリットがあって、お母さん、お父さんの方も、いろいろ子どもさんの発達発育過程の中で相談ができるのですよっていう、メリットがわかるようなチラシを作って、配架もさせていただいているのですが、なかなか実態が伴っていないという現状は、ご指摘のとおりだと思っておりますので、こういったアプローチができるのかっていうところと、各区ごとの状況というのも、まだ聞けてないところがありますので、しっかりと分析して今後に生かして参りたいというふうに考えますので、貴重なご意見ありがとうございました。

以上です。

潮谷部会長：

船戸委員、お願いいたします。

船戸委員：

大阪発達総合療育センターの船戸です。

ちょっと違う視点から1つお聞きしたいんですけども、実は2011年に医療的ケア児支援法が成立して、大阪府では2023年に支援センターができたんですね。

その前に、2022年に配置、協議会ができて、それで大阪全体で3か所が必要だって言ったんですけども、結局1か所しかできなかった。

そしてそれが大阪母子センターにできたんですね。

それから望月先生っていうのが今、センター長でやられてるんですけど、どんどん相談が増えてきて、そして大阪市も、堺市も北も全部やらなきゃならないっていうことで、大変な状況になってきてると。

そして、バリアがやっぱり一番高いのが、大阪市、堺市という政令市なんですね。

それでその中で、大阪市の方はホームページで医療的ケア児等コーディネーターを配置している事業所を一応ピックアップしていただいてるんですけども、具体的に支援センターから、そういう事業所または基幹相談支援へ相談が繋がったっていうのは何件ぐらいあるのかというところを、私自身は知りたいなという気がしてるんで、もし、調査できるようにしたらそういう医療的ケア児支援センターからの依頼っていうのが、大阪市内でどれぐらいあるんかっていうことを教えていただければうれしく思います。

潮谷部会長：

はい。

事務局の方、いかがですか。

福原障がい支援課長：

障がい支援課長福原でございます。

船戸先生からのご質問につきましては、すいませんが、私の方で大阪市の方でセンターさんから障がい児相談支援事業所とかに繋がった件数っていうのは、現在把握しきれておりません。

府設置の医療的ケア児の相談センターの方が繋いだ先っていうところでは、公表されているのかなって思うんですけども、すいません今手元に資料がなくて申し訳ないんですけども、またそのデータにつきましてはご提供できたらなというふうには思っております。

ただ、ご指摘のとおり市側でどれぐらいセンターさんとネットワークがあって、どのぐらい相談が繋がってきて、具体的にどういうふうな支援に繋がったかっていうところは、当然把握していく必要があるっていうふうには考えてます。

ただ、相談支援事業者さんの中で、医療的ケア児のコーディネーターの養成資格を持っておられた方の配置状況で、ご本人さんとか事業者の同意を得た上で、一部ではありますけども、ようやくホームページで、公表までできたっていうところの、まだそういう段階でござ

いますので、今後、いろいろアンケートとかも含めて検討しながら、実態とらえて参りたいというふうに思っておりますので、また引き続きご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

潮谷部会長：

はい。

また、医療的ケア児の支援会議の方でもご報告いただけたらと思います。

主任についても、申出書をまた再検討も必要なのかなというふうには思いますし、令和5年度との比較とかも必要なのかなというふうには思いました。

いかがですか他。一応報告事項となっておりますけど、よろしいですか。

それでは、議題の3の方に移りたいと思います。

事務局の方、よろしくお願いします。

平井障がい福祉課長代理：＜資料3について説明＞

潮谷部会長：

はい。

議題の3として地域生活支援拠点事業のことについてのご報告ありました。

これについてご質問等ありますでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

あるの鳥屋です。

体験の機会と場というところで、入所施設からの体験外出みたいな仕組みができたのはいいんですけども、やはりなかなか実績がないと。

このことの背景に、やはりこの間の入所施設、精神科病院もそうですけれども、コロナをきっかけにほとんど地域との関わりを閉ざしてしまってるという状況がまだまだ続いていると思います。

なので、こういう体験外出という仕組みがあるけれども、それを利用しようというところにまでに至らないっていうところが、ほとんどの施設であるというふうに実際には感じているところです。

この間、入所施設にいる障がい者が本当に施設の中だけで、ほとんど外に出れなかったりとか、外部との交流ができないという丸々の4年間で、ある種強制されさせられてきているという中で、何かこう施設の方針任せではどうにもならないところがあると思うので、大阪市として、入所してる人が、いつ外部と関わることができるのかということ、施設に対して働きかけない限り、コロナが5類に変わって、インフルエンザとも一緒だと言っている

中で、いつになった門を開けるのかというところですよ。

かつては市と基幹が一緒になって、施設回りもしていたと思うんですけども、そこをどう再開できるのか、どう交流していけるのかというのを、早く市として方針を打ち出さないと、まだまだこのままずるずるいくのかなというふうに捉えています。

そのために今回の報酬改定でも、拠点コーディネーターっていうのができたわけですけども、この資料の中で各区の基幹がそれを担うということになってるということだと思うんですけども、国として指定事業所もそれを担えることになっているというところで、大阪市としてこの拠点コーディネーターをどんなふうに方向づけていくのかというのも、もう少し明確に打ち出していく必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

いま2点ご質問あったかと思います。

入所施設に対する働きかけっていうのを今後どうしていくかということと、拠点コーディネーターの位置付けですね。

いまの基幹のままでいいのかというところでご質問あったかと思います。

事務局いかがでしょうか。

平井障がい福祉課長代理：

障がい福祉課長代理の平井です。

今、ご質問、ご意見をいただきました入所施設への働きかけといったところでございますが、こちらの方は今年度も引き続き、入所施設の方へお伺いをさせていただきまして、外出機会の体験事業の利用促進でありますとか、そういった地域移行に向けた施設の取組状況の確認といったところで、入所施設を回らせていただいております。

上期で大体5、6施設を回らせていただいたところになっております。

そういったところは、引き続き、入所施設の方へお伺いしながら、事業の説明であったり状況であったりというところを確認しつつ、1件出て参りました事例も活用しながら、具体的にどう進めていったらいいのかっていうところも、今後は、入所施設に具体的にお示しさせていただきながら、イメージを付けていただくっていうところも必要なかなと思っていて、今後、そういったところも進めて参りたいと考えております。

あと、もう1点ありました、拠点コーディネーターにつきましては、一旦大阪市としましては基幹相談支援センターが委託事業で担っております業務の中で、コーディネーター機能を担っているということで、鳥屋委員の方からもお話があったかと思います。

一旦はそういった形で、基幹センターを中心に地域移行だったりというところを進めて

参りたいなと思っております。

今後、各指定相談事業所でも、拠点コーディネーターとして設置することが可能ということなんでしょうけれども、その辺も大阪市の承認を得てからという形になっているかと思いますが、すでにあります基幹相談支援センターとの連携の仕方であったりとかを、もう少し考えていきたいなと思ってるところです。

私からは以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

今も施設の方にお伺いはしているということですね。

今も基幹と一緒にされてるんですか。

平井障がい福祉課長代理：

今年度につきましては、障がい福祉課の職員だけで回らせていただいているところです。

潮谷部会長：

基幹の方も忙しいから大変ですけど、基幹とも連携しながらというのも大事なかなと思いますし、あと、今年度から施設入所者については、地域移行の意向の確認ということもされてるかなと思いますので、そういったところの実態がどうなってるのかっていうこともご報告いただけたらと思います。

はい、拠点のことについて、古田委員お願いします。

古田委員：

体験外出が今年からようやく出てくるかなというようなところですが、体験宿泊の方はまだ 0 件のままでして、今日も呼びかけのチラシはつけていただいているかと思うんですけども、やはり、親と同居の方で、ひとり暮らしの体験ということで、相談支援のケースでも分離が必要やろうとかいうような、それで、グループホームとかは、なかなか障がい特性上しんどいという人もいてるんで、そういう例示と合わせて、こんなケースで使えますよっていうのを、また周知していくべきかなというふうには思っております。

ただ、大阪市の体験宿泊は、施設入所者では使わしてもらえないですね。

これまた他市では施設入所者でも、グループホームの体験入居ありますけども、施設から一人暮らしを目指す方も、これを使えるようにまたご検討をお願いしたいなと思っております。

それとあと、拠点の機能ですけども、地域の体制づくりの開催数は、さっきの 2-1 のデータから各部会とか会議とかを全部足して、825 回が 928 回に増えましたって言うているん

やろうと思うんですけど、これって意味あるのかなと思っています。

あと、拠点の数が増えたって言うてますけど、相談支援は計画相談支援を数えてみたら 8 事業所が 9 事業所に、1 事業所しか増えてません。

それで、拠点の相談支援をもっとどう強化するんやっていうのを考えたときに、さっきの拠点コーディネーターがありますが、基幹がやるべきやることになってますと言ってて。

ただ国が割と鳴り物入りで、1 件 5000 円、年間 500,000 円みたいな、割とお金をつけて、どんどん使ってくれって言うてる事業で、別に基幹がやっても 1 件 5000 円付くわけでもないし、それこそこのお金を、拠点の相談支援でやってコーディネーター配置するというふうにしないと、拠点になることのメリットは全然ないんで増えないんですよ。

そういうのじゃなくて、さっき言ってるような、拠点のコーディネーターとか、2 人事業所、3 人事業所に増やしていけるような、そういうふうな絵を書いていくべきだろうなと思っています。

ただ、相談支援も、自然に任せてるだけではもう駄目なんで、どの区ではどうやって増やしていくんかっていうような、ちゃんとプランを作って、どんな働きかけをするかっていうのをしっかり考えていくために、できたらワーキングを作ってでも、相談支援の危ない格差拡大に対して、どの区ではどう対応していくんかっていう明確なプランを、検討していったら、底上げを図らないとまずいなと。

そういうふうに各基幹も回ったらどうやというふうに言われてましたんで、そんなんで市が各基幹と各区を回って体制強化していくっていうような、会議をやって、それこそ、この体制づくりの取組で、数を上げていったら、どういうふうな成果があったかを示していくべきじゃないかなと思っています。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

1 点は地域体制づくりの数もそうですし、相談支援の数も、基幹の相談件数をすべて総合してますので、地域生活支援拠点の実態を表してるかといったらそうじゃない部分があるので、その実態がわかるように報告の仕方を変えないといけないかなというふうに思います。

もう 1 点は拠点登録というところ、特に相談支援の登録に繋がるような動きになるように、やっぱりコーディネーターというのを地域に配置していく中で加算もとれるということで、検討してみたらどうかということですね。

これについては、市だけというよりも地域実態を考えて検討していかないといけないということもありますので、ワーキングも検討してみたらというご意見ということで、お伺いしておきます。

他に拠点について何かありますでしょうか。

よろしいですかね。

それでは議題４の方に移りたいと思います。

お願いいたします。

平井障がい福祉課長代理：＜資料４について説明＞

潮谷部会長：

はい。

各区の報告のあった市の取組でした。

今年度以降は障がい児支援における関係機関との連携、災害に備えた関係機関との連携
ということを追加して、検討を進めていくということになっております。

このことについていかがでしょうか。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

都島区基幹センター、あるの鳥屋です。

今回、挙げていただいている中で、災害時の障がい者の支援ということで、現場の方で実
際どんな感じかということをお話させていただこうと思うんですけども。

個別避難計画が始まって、大阪市でも３年ほど経ってきてます。

都島区であれば、小学校区単位ごとに個別避難計画の対象を広げていってるところなん
ですけども、やはり、区の方から対象者に個別避難計画の用紙が同意書とともに送られるだ
けで、記入は本人及び家族が記入して、返信するだけになっています。

集まった個別避難計画を区が地域に渡すだけになっていて、その個別避難計画の中身で、
対象者が重度の人に現時点限られていると思いますので、その重度の人がどういう災害時
に支援がいるかということ、ちゃんと本当に地域の方で、いざというときにどうするかっ
ていうことは、中身を見て精査されるようなことはほとんどないままです。

つまり、個別避難計画を作るので、地域側も協力してくれと言われて渡されてるだけなの
で、地域側は実際に障がいの人との間に入ってくれる人がいない、いわゆる福祉の専門職が
入っていないので、地域側にしてもすごく負担が重いだけになっているところで、これがな
かなか進まないところであり、この個別避難計画の計画書が本当に形式だけで、今回何人が
対象になりましたという数をカウントしているだけで、中身が本当にこれで災害時に活用
されるのかというのは、大きな問題だというふうに思っています。

なかなかこう市レベルでも、個別避難計画を扱う危機管理室と福祉局の連携がなされて
いない中で、各区の様子も同じなんです。

各区の防災担当と福祉担当が連携しているとはとても思えない状況です。

これはどの区であっても、ほぼそうだろうというふうに捉えています。

結局、そんな状況の中でほったらかしにされるのは、重度の障がいを持つ人で、災害時にどうにもならないという状況が続いています。

これで、令和8年までに大阪市は個別避難計画を作成するって言ってます。

あともう2年ぐらいになってる中で、一応やりましたみたいなことだけにはならないように、早く何とか重要な障がいを持つ人が災害時であっても、また、私なんかはどちらかというと普段から、こういう個別避難計画とかそういうことをもとに障がいのある人と地域が実際に顔を合わせる。

こういう障がいの人が、同じ地域にいるんだということを知ってもらえるための良いツールだと思っているので、障がい福祉にとっても、地域への障がい啓発にもなるものだし、うまく活用すれば、障がい者が地域でともに生きるっていうことにできるための道具にもなるかと思うので、これをやはり積極的に福祉としてもどうしていくかっていうのを取り上げて、何とか地域と障がいがある人が結びつくように、行政の中でもその辺の連携をしていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

個別避難計画の実施状況、また実施方法については、僕の方もいくつかの区から聞き取りしたんですけど、だいぶ取組の状況が違うなというふうに思ってます。

そういう中で、市として現状の取組で、今、鳥屋委員の方からも地域の実態をお話いただきましたけど、市として、今現状どのように評価されてるのかということをお聞きしたいなと思います。

春本地域福祉課長代理：

福祉局地域福祉課長代理の春本と申します。

今、個別避難計画に係ります危機管理室と福祉局の連携ということでご意見をいただいておりますが、現時点の状況としてお伝えさせていただきたいと思います。

今、福祉局の方でも個別避難計画について、区役所が作ってるものではあるんですけども、福祉局としてできることを支援するということも大事ではないかというのは認識してるところでして、今やってる内容としましては各区に福祉専門職であるとか、そういったところとの連携状況を伺いまして、こちらの福祉局で何かできないかということで、例えば福祉の専門職の方に、可能な範囲でご協力いただけるようなことをお願いするとかができないかということ、現在検討中ということになっております。

今時点で、こういったことをしますというご案内は明確にお示しすることはできないんですけども、今の動きとしてそういったことをしてますということでお伝えさせていただきました。

潮谷部会長：

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

防災について、これだけいろいろ災害が続いてて、待ったなしで取り組んでいかなあかんのですけども、福祉局と危機管理室の方の連携がほとんどできていないというゆゆしき問題が大阪市にあります。

それで、相談員とかケアマネが連携したら、1件7000円の補助が国からの交付金で出るよという話でしたけども、結局それが使われずに、各区に個別支援計画の推進員みたいな形で任用職員が配置されていってると聞いています。

ただ、これもういつまでも福祉局が危機管理室に連携求めても進みませんので、地域福祉課と障がい福祉課でまず集まって、ここの委員とか皆さんと集まって、どんなことが福祉の方でできるかの具体化を検討しませんかという提案です。

例えば、今、個別避難計画を作ってますけど、もう10年前ぐらいに作って、全然更新していない区もありますし、今、大阪市でも1割ぐらいしか個別避難計画ができていないというふうに聞いていますので、これから作るときも、各区の様式ってかなりバラバラで、本当にこれが実際に役に立つんかっていうふうに見える区もあります。

これ地域で、町内会とかの区で主導的に進めるというのはわかるんですけども、このままやったら、本当に災害時に機能しないところが多いので、福祉局の方で相談支援も絡めて、実際の災害時とか緊急時のシートを作って、それを各区の個別避難計画にドッキングさせていくとか、実際の災害時に区の協議会が、結構事業所の連絡会とかもやってますんで、そこと連携して、避難所での支援とかもやっていくようにするとか、福祉局ですでできることを固めていって、それを危機管理室に提案して、実際に災害時に協働連携ができるような状態まで持って行っていただきたいと思っています。

そういう検討会をぜひとも、地域福祉課と障がい福祉課、それから推進協とか、自立支援協議会の委員が集まって、検討できへんかなと思っていますがいかがでしょう。

三浦障がい福祉課長：

ご意見ありがとうございます、障がい福祉課長の三浦でございます。

個別避難計画の策定につきましては、今現状区長会の下で立ち上げられています、個別避難計画策定に係る推進チーム会議という場で、議論をされておりまして、そこには区の代表と危機管理室と、あと福祉局が参画をしているっていう形になっております。

その中で、先ほどご指摘ありました個別避難計画のフォーマットっていうものも作られておりまして、それを各区で実情に応じてアレンジされてるというふうに聞いております。

そういった個別避難計画を策定するそのもののところについては、区長会にぶら下がっ

ています推進チーム会議での議論がメインになってきますので、そちらの方の議論とも連携しながら、どういった取組がいるかっていうことは、福祉局としても意見していくということになるかと思っております。

ですので、さきほどご指摘のあったような個別避難計画の様式のところを直接的に福祉局として言っていけるかという、立場的に限界もあるかと思うんですけれども、ご指摘いただいた内容は総じて、災害のときに障がいのある人が適切に避難支援を受けられるような仕組みをどうやって作っていくかっていうふうなことと思いますので、その点については、障がい者施策としても重要な観点であるというふうに思っておりますので、危機管理室や区役所の取組とも連携しながら、福祉局としてどういうふうな観点で関わっていけるかも含めて、今後検討していきたいと思っております、そういった意味でも今回市として検討していくべき取組の課題の中の1つにも挙げさせていただいているところです。

ですので、こういったところでご意見いただくような中身を含めまして、福祉局としてやっていけることを引き続き検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

実際にこれを検討していくってなったときには、いろんな課も入っていただいて検討もしていかないといけないですし、自立支援協議会だけでやってもなかなか難しいだろうなというふうには思いますので、またそういった動かし方っていうところも、ぜひ考えてもらえたらと思っております。

岡委員、よろしくお願いいたします。

岡委員：

岡です、よろしくお願いします。

今いろいろ聞かせていただいて、そこにぶら下がってる会議で決まっていってるんだと理解しましたが、それだけのメンバーが集まってなぜ進まないんだろうかと、余計疑問しか残らないんですよ。

否定するとかそんなんではなくて、それを動かすために、地域が何をせなあかんのかと。

その会議で、何が問題で何が課題になって何が足りないからそこまで話が進まないんだっていうのを、地域が理解して、地域の事業所とか、相談員とか支援員とかいろんな方々がそこを考えていかないと、多分動かないんだろうなって気はするので、そのあたりをオープンにいただけると、非常に地域の中でも考えやすくなっていくので、ぜひそういうのをを出していただけたらなと思います。

潮谷部会長：

はい。

オープンにさせていただくってということで、各区の課題とか作成における課題というところはもう少しこう、情報提供がされるべきかなというふうに思います。

僕もいくつかの区から聞き取りを行った中では、それぞれの区でおっしゃる課題ってのは異なっている状況でありましたので、ぜひまたそこら辺を集約していただいて、検討の場というのを作っていただく必要があるかなと思っております。

この課題についてはもう 1 点、障がい児支援も引き続きとなってるんですけど、令和 3 年度から令和 5 年度にかけてあまり検討がなされてこなかった部分かなというふうに思っております。

この課題について、何かご意見ありますでしょうか。

古田委員：

今回初めて、今までやってきた課題とこれからの課題みたいな形で分けてわかりやすく示していただけたかなと思っています。

64 歳前のセルフプランのところは、また今年 12 月ぐらいに何か勸奨文を出していただくということなんですけど、児童の方のセルフプランも待ったなしですので、12 月ぐらいに一緒に出せるようにぜひご検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、その前のページの相談支援はしつこく言いますけど、取組やりましたと書かれてるけど、国の方の報酬が変わって、その周知をただけで、まだ何も取組ができてませんので、これについては終わった課題にすることなく、引き続き今年度も検討いただきたいと思います。

今、その他課題と市で取り組むべき課題とで分かれてますので、それについても意見を言いますと、市で取り組むべき課題のすべてを今年、力を入れてやっていただきたいんですが、2 番の 18 歳到達前のところなんですけど。

これ、2 年前の 3 月に 1 回整理した課題がまだ通ってない。

年度末に誕生日で 18 歳迎える人は区分を早くやってもらわんと、区分認定は時間がかかるし、サービスに繋がれへんやないのということで、一旦、原則 3 ヶ月前の勸奨やけども、もう少し前でもいいというふうに言われた課題が、まだ住吉区では揉めていますので、これも直ちに整理して、区に対して、良いというのを言うてあげていただきたいなと思っています。

それと、その他課題で相談支援基盤がたくさん出てるんですけども、これは取り上げてもらえないのは、やっぱりおかしいんで。

先ほどの西エリアの話で出た此花区ですが、これ増えてなくてしんどいんやと言いつけてるのを何で却下するのか。

市で取り組むべき課題にぜひ挙げていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

それから、その他課題の 17 番ですけども、この間、調べてみたらえらいことが起こって

ることがわかりまして、3年前に国が緩めたときからこの3年間、就労B型の在宅就労がものすごい勢いで増えてます。

植木の水やりとか、メダカのえさやりとかやってくれたらお金が出るよと言って、喫茶店で高齢の障がい者を90代の人とかでも勧誘して、やってる形にしたらお金10,000円とか15,000円渡すよということで、ものすごい勢いでそういうふうな例が増えてます。

もともと在宅就労というのは、通いにくいけどもこんだけの作業を家でやるということでやってたんですが、働き方の選択ということで、国の方が緩めてしまって、すごいあこぎな利用も含めてどんどん広がってて、財政的にすごく増えてきてるっていうのが明らかになってます。

これもう厚労省にも電話しましたが、直ちに何とかしないとえらいことになる。

就労Bのあり方が大きく変わり、3年後、また財務省に言われてつぶされてしまうんじゃないかという危機感を持っていますんで、これも検討いただきたいなと思っています。

それからあと、今日、教育委員会も来られていますけど、25番の通学支援。

これは何とか今年度、解決していただけるように思います。

ひとり親の家庭が学校に行ったら、学校が開く時間はもっと遅いんやから、もっと遅く来いと言って、相談も乗ってくれずに門前払いされるっていうような、差別であげてもいいぐらいの課題になってますんで、通学支援については何とか今年形にしていきたい。

それから32番の児施設からの地域移行、これもまた児の施設が措置停止してくれなかったような、地域の方はただ働きするような事例が出ています。

それから36番の移動支援の単価ですけど、1,900円のままで、派遣するのがこれ以上無理っていうような声がどんどん出ていて、辞めていってます。

最賃アップが10月からもありましたんで、余計にもうこれは他の事業との格差が広がってて、基盤が目減りしていったような状態にもありますんで、これについては非常に厳しいとは思いますが、単価のアップを是非とも検討いただきたい課題やと思っています。

基盤に関わる問題になってるということです。

それから38番のかかりつけ医がいない知的障がい者の場合の区分認定とか、診断書が出ないという問題がありまして、これはもう何とか今年でも解決していただきたい。

医療機関にアンケートをとってでも、もう1回リストを作っていただきたいというふうに思っていますんで、市で取り組むべき課題に挙げていただいてませんけれども、従来言われてきた課題については早急に解決を、今年度内にお願いしたいと思っていますんでよろしくをお願いします。

潮谷部会長：

はい。

ご意見ということでありましたが、1つ目にありました18歳で1月、2月、3月に生まれている子供に対しては、早めに区分認定ができるというような話だったかと思いますけ

ど、それが各区の中にしっかり入ってないということのご意見なんですけど、この辺り何かありますでしょうか。

安田障がい支援課長代理：

福祉局障がい支援課長代理の安田と申します。

ご意見ありがとうございます。

古田委員からご意見ございました、18 歳到達前の区分認定の件でございますけども、個別でいただいたお話も状況を把握し、区からもご相談がありまして、確かに更新勧奨自体はサービス開始から逆算して3ヶ月前に更新勧奨を行っているところでございますけれども、大人のサービスの利用計画に関わることでございますので、3ヶ月前でないと申請できませんということにしてるわけではないと、一応区には実際お伝えをしたところです。

なかなかきっちり区に周知できてなかったということであれば、改めて区にも状況お伺いしながら、必要に応じて周知いたして参りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

潮谷部会長：

はい。

改めて周知をしていただけたらと思います。

その他の古田委員の意見の中で、事務局の方で相談支援については引き続きの課題というので入れておいていただく必要あるかなと思います。

その他の部分で、確かに就労 B 型の在宅勤務の実態っていうのはちょっと気になるところですよね。

他いかがですか。

安田障がい支援課長代理：

引き続き、障がい支援課長代理の安田でございます。

就 B の在宅支援が増えているといったご意見でございますけれども、状況としてはご指摘の通りかなというところでございます。

国の示す留意事項とか見ながら、我々としても状況を見ているところでございますけれども、すべてとは申し上げませんが、なかなか法の抜け穴っていうところを利用するような、いわゆる喫茶店で強引な勧誘とかいった状況は個別にお聞きしているところではあるんですけども、適正な利用っていうところがやはり重要なと思ってまして、それが来年 10 月から実施される、就労選択支援も就 B の利用の際は必ずその原則利用っていうのがなされているところでございますけれども、やはりその間に中立的な立場の就労選択支援事業者というところも入っていただきながら制度運用っていうのがなされていくべきかなというふうに考えております。

おっしゃるご事情というところにつきましては、国とも連携しながら、適正な利用というところにつなげていくことが大阪市としても大事だというふうに考えておりますので、そこら辺は国とも連携して、適正利用というのにつなげて参りたいというふうに考えております。

そのほか、措置停止で、グループホームの体験利用ができなかったといった事象でございますけれども、個別に子ども相談センターに状況を確認したら、一定その制度自身は理解しているっていうところであったんですけども、どういった事情で措置停止、いわゆる体験利用の際に間が短すぎてなかなかそのグループホームとかの認定とかができなかったのか、どういった事情であったのかっていうところの検証が必要であるかなというふうに思います。

やはり十分な期間をもって、グループホームで体験利用という報酬体系がこの令和 6 年の報酬改定でございましたので、適切な制度を利用されていくっていうところが必要かなというふうに思っております。

次に移動支援の単価というところでございますけれども、移動支援については 1 時間当たり 1,900 円という形での給付費になってるんですけども、ご指摘の通り最賃の上昇であるとか物価上昇とか、そういった状況は一定理解しているところでございます。

他都市とかも含めた単価とか、大阪市の場合は 1 時間ずっと 1,900 円で、7 時間でも 1,900 円掛ける 7 時間とありまして、他都市では初動だけ高くてちょっと時間が長くなると単価が安くなるとか、いろんな体系がございますけれども、1 つ他都市の状況であるとか、やはり運営事業者自身の収支とか、そういったところも分析が必要かなというふうに考えておりますので、いただいたご意見を踏まえまして、そういったところ改めて研究が必要かなというふうには理解しているところでございます。

その他は、障がい福祉課の方からいいですかね。

平井障がい福祉課長代理：

続きまして、障がい福祉課長代理の平井でございます。

その他で分類しています相談支援体制の部分につきまして、これまで、委員の皆様にご議論いただいてきまして、取組を進めてきたというか、今も継続中ではあるんですけども、その辺の類似課題ということでは認識しております。

ただ、今後の検討課題、重点的に進めていくものとして、令和 6 年度以降ということで説明をさせていただいたところでございまして、現在、取組を進めております相談支援体制のところの類似事例として一緒に考えていくべきものと考えておりますが、その他の方へ分類させていただいたものとなっております。

資料の 15 ページで、成年後見という枠組みとなっているんですけども、知的障がいのある方の医療機関のリストにつきましても、関係先との調整でありますとか、あと各区の状況を把握しながら、どんなリストを作成したらいいのかってというのは検討を進めていくた

いなと思っておりますので、また成年後見の地域福祉課だったりとかと協力して進めて参りたいと思ってます。

以上です。

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

医療リストについても、更新の検討をしているということですね。

他いかがですか。

課題についてということですけど、鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

課題でカテゴリされている中での重度障がい者への支援というところで、これも都島の自立支援協議会を通して地域の方から上がってくる声の中で、親が高齢になってきて、重度の知的障がいを持たれる方と家族だけの生活になっているところが、本当にもう1年1年、親御さんが、70代から80代になっていて、これまで支えていたところがなかなか難しく、この先の生活をすごく不安がっていると。

今、グループホームにすぐ行けるかというところでもなく、例えば、他の日中活動などのサービスと繋がっている方は、まだ何かのときの緊急対応とかのしやすさの可能性はあると思うんですけども、結局どこも繋がっていない家庭がですね、どんどん1年1年、親が高齢化していく中で、本当にどうしていくかということに対する不安の声を聞きます。

これはどの区でも必ず一緒であって、本当に何人もの方がおられると思うんですね。

これ、施設入所を待機されてる方から、例えばリストアップしながらとか、結局福祉サービスに繋がってなければ、相談支援専門員もついていないはずで、そういう方がどうおられるのか。

それは結局、重度障がい、特に行動障がいを伴うような知的障がいのある方のこれからの地域での生活をどう作るのかっていうのは、もう喫緊の課題になっているので、入所施設の待機者とあわせてそこを調べて、それから対策を打っていく必要があると捉えています。

あともう1つ、課題の中には上がっていないんですけども、触法障がいがある方の支援ということで、今までも基幹センターで取り組んできているんですけども、基幹センターの仕様書の中にも今年度から明文化された中で、実際の日々の支援の中で本当に難しいと感じるケースもあります。

前阪委員さんもお存じの通り、一緒に支援させていただいてる方もおられるんですけども、結局、過去に事件を起こしたときの、昔の人たちとの関わりがなかなか切れない中で、地域に出てもやはりどこか引っ張られてしまうとか。

先ほどもあったような、あまり支援がよくないとされている事業所にただ引っ張られて、

あっち行ったりこっち行ったり、地域を転々としながらどんどんやっぱり巻き込まれていくような関係にある中で、やはり、法務局と福祉局とそれこそ連携ですね。

なにかその部分がやっぱりないというふうに感じていて、やっぱり矯正施設にいるときから、今後に向けて、あるいは地域に出られてからも、市としての役割とそれから定着支援センターよりそいネットさんの役割、基幹センターの役割ってということで、しっかり市も一緒にそこに入っていて、何か市としてできること、それから地域でできること、定着センターとしてできることとか、個別のケースをしっかりと市も意識しながら、どうしていくかっていうのを作っていただかないといけないなというふうに感じています。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

今3点ご意見いただいたかと思います。

重度障がい者を抱える家族に対する援助、把握というところについて、この自立支援協議会の中でも以前からこの議論は出てたかなというふうに思います。

岸和田市のように、重度障がい者で、家族介護で高齢になってるようなところにはお手紙を出して、家庭訪問しているところも出てきてます。

兵庫県でも、一部の市でそういった取組をやってます。

そういうところでも大阪市で検討する必要があるかと思いますが、施設待機者への聞き取りってということで、東大阪市の方でもやっておりますけど、そのあたりもどうしていくのかということも大事かなと思います。

触法障がい者に対する支援というところで、もう少し行政と連携ができたらということですけど、この点に関して前阪委員何かありますでしょうか。

前阪委員：

前阪です。

ありがとうございます。

来年度から矯正局、法務省の方も法改正になりまして、拘禁刑という形に変わると聞いています。

もう少し処罰ではなく、刑務所の中でしっかり教育をする体制に変わっていくと聞いていて、何となく肌でも少しずつ変わっていくんだろかなということも感じておりますし、保護観察所の役割も少しずつ変わってきております。

そういったところと、地域とどんなふうに連携するかというのは、もう少し先を見据えて、いろいろ検討していくべきだと思っておりますので、ぜひ、大阪市さん、あと地域の皆さんと連携しながら、情報共有しながら、どんな形がつかれるのかというのは、今後検討事項か

なというふうに思っております。

ありがとうございます。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

地域も矯正施設も含めて変わりつつあるという部分もあると。

それに合わせた地域支援を考えていかないといけないということですね。

他、課題について意見を言っていくと本当にいろんな問題点があって、私たちの取組というところをもっと増やしていかないといけない部分あるかと思えますけど。

お時間もありますので、議題4については以上で切らせてもらいます。

議題5についてお願いいたします。

平井障がい福祉課長代理：＜資料5について説明＞

潮谷部会長：

はい。

運営評価に係る様式の変更というところで追加の部分があるということです。

古田委員お願いいたします。

古田委員：

これも先ほど言いましたように、100ページも誰も読まないです。

委託事業というのはわかりますけども、大項目だけにしないと、だんだん基幹センターの業務が増やされるということで大変なんで。

大項目と新しい項目だけに限るなどでは駄目ですか。

そういうふうにしていただきたいなというふうに思ってます。

毎年、市が2人がかりで全基幹センターに回ってますけども、これも労力かけてる割に、もっとやり方ないのかなと思います。

2、3ヶ月それで吹っ飛んで、業務ストップしますよね。

そうじゃなくて、さっきの各区の相談支援の基盤づくりをどうしていくのか、基幹が抱えてるしんどいところも、毎月月報でかなりの分量を出してますんで、課題はもっと精査して、基幹センターがもうちょっと地域との連携を深めて、問題解決できるようにするにはどうしたらいいか、そういう議論をするべきやと思っています。

報告でいっぱい書かせて、何かアリバイ的にやるのは根本的に見直して、課題集中議論で解決に繋がるような流れに持っていっていただきたいと思っています。

これについてはちょっと見直していただきたい。

潮谷部会長：

シートについては、大幅に変更ということのご意見です。

月報の活用というところも、もう少しあってもいいのかなというふうにも思いますし、課題中心型で報告がなされていくということを、検討していただきたいということですね。

その他、與那嶺委員お願いいたします。

與那嶺委員：

武庫川女子大学の與那嶺と申します。

私も最初に区障がい者基幹相談支援センターの自己評価シートを見て、例えば自己評価が2、3、4なのにもかかわらず、今後の課題等の記載がないみたいなのが結構散見されるので、どういう作成要領になっているのかなというのが個人的に気になりました。

もちろん振り返りシートっていうのは、言葉にして客観的な気づきを生むという意味でとても大切だというふうに思うんですけども、どちらかといえば、そこで大切なのは今後の課題等かなと思ったりすると、それを強く求めない前提であるのならば、古田委員も言われるように、様式を簡素化してセクションを合体して、1つの項目に対して今後の課題を書くみたいな形にしたらいいいのかなという、記載がない部分も含めて、市側の意図というのがあまり考えるとわからないなというふうに思いました。

先ほど、これも古田委員が言われた各区の地域自立支援協議会の部会活動の報告についてに関しても、簡素化ということで、先ほど事務局の回答からは読み手側が見にくいという話に関してのご回答はあったんですけど、作り手側としてもあまり必要でない内容であるとか、明瞭な目的がわからない内容を書かせるというようなことであれば、先ほど10年来ずっとこの形でやられてるんではないかということにはまさに、逆に言えば、その時その時の変化のニーズに合わせた項目になってるのかなんていう疑問もあったりするんだと思うんですけど、作成に時間と労力がかかるという意味で、そこら辺の削減も少し必要のかなと。

そうすることで相談とか、協議会での一番重要な内容に尽力できるのかなというふうに思いました。

以上です。

潮谷部会長：

鳥屋委員もお願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

各区の基幹センターの評価とか、それから各区自立支援協議会もせっかく24区書かれているので、これを集めてこの自立支援協議会に出すだけではなくて、市としてはじゃあどう分析したのか。

例えば、数年かけてこういう傾向があるとか、市としての見解をこの自立支援協議会にも出していただけると、それをもって各区でも見るができると思うんですけども、これただ集めたやつを出しているだけなので、そこは市として改善して欲しいなと思います。

潮谷部会長：

そうですね。

先ほども、相談支援の実態数が出てきたときも、もう少し市の分析というところをしていただきたいというご意見ありました。

同じようにここでも、各基幹の分析というところをぜひしていただきたいということですね。

訪問についても、市の方でご負担というところであれば、また検討もいただけたらと思います。

新規の基幹についてはぜひ訪問して欲しいなと思いますけど、その辺りも負担と実際の現状分析というところを、考えていただいてやっていただけたらなと思っております。

これについてはよろしいですか。

また、次の自立支援協議会のときに同じ書式でやるのかどうかということを含めて、方向性があれば出していただけたらと思っております。

それでは議題の 6 の方に移りたいと思います。

安田障がい支援課長代理：＜資料 6 について説明＞

潮谷部会長：

はい。

議題の 6 は日中サービス支援型グループホームから介護サービス包括型のグループホームへの変更ということになります。

この移行に伴って、今後は自立支援協議会での評価ということは、特にもしなくなるということでもよろしいですかね。

外部サービスもたくさん使われてということで変更申し出になったということですね。

他いかがでしょうか。

古田委員：

今のは結構なんですけど、今後、通過型グループホームっていう移行支援住居というのが制度化されて、大阪ではそんなないんやろうなと思うんですけども、ただまたなんか就Bのさっきの例みたいに、儲かると思って変に入ってくところがあるんやったら、それはまた問題になりますんで、そこはなんか協議会でチェックできるはずなんで、それはチェック項目は考えてもらいたいなと思います。

潮谷部会長：

はい。

通過型グループホームの実態として、今どうなってるかとかありますか。

安田障がい支援課長代理：

障がい支援課長代理の安田でございます。

現時点では、大阪市ではないかなというふうに認識しております。

古田委員のおっしゃるように、グループホームっていうのは障がいのある方のお住まいってところでございますので、そういったところをしっかりと大阪市としても考えていきながら、必要なチェック体制っていうのは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

他、議題の6については、ありませんでしょうか。

では、その他何かありますでしょうか。

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

グループホームの方は、めぐみの問題から生活の質が問われて、それで地域連携推進会議っていうのを進めなあかんとかいうようなことになってますけれども、これどういうふうに進めるんか、市としてもガイドラインを示していただきたいなと思っています。

各区によって、グループホームの部会があるところなんかやったら、そこでバーターでお互い見学に行くとか、評価するとかいうようなこともあってもいいし、そういうのと合わせて地域連携会議をどういうふうに進めるのかっていうのは、市の計画をいただけたらなと思っています。

それとあとグループホームの質の問題で、監視カメラをつけるとか、ほとんど支援してなくてほったらかしみたいなグループホームとかも併せて増えていますんで、国は今年ガイドラインの検討を進めますけども、大阪市として、運営指導課もかなり不適切事例とか虐待とか、不適正な報酬請求とかでしんどい思いもしてはりますんで、市としてこうすべき、これはやったらあかん、これはやるべきやみたいなガイドラインを、ぜひ国のも見ながら検討いただいて、運営指導ももっと強く言えるような、そういうふうなスタイルを作っていったら、どうかnaoなと思っていますんでまたお願いします。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

グループホームの質の確保というところでガイドラインの作成であったり、地域連携推進会議についても市の対応ということを明確にして欲しいということですけど。

このあたりってなにか市の方で考えられてることありますか。

安田障がい支援課長代理：

障がい支援課長代理の安田です。

ご意見ありがとうございます。

地域連携推進会議の進め方とかにつきましては、大阪市内の事業所数も大変多くございますので、どういったやり方でやっていくかっていうところは、現在研究をしているところでございます。

グループホームの適切な支援といったところについては、おっしゃるように運営指導課としっかり連携しながら、利用者に対する適切なサービスがなされるよう、取組も進めて参りたいというふうに考えております。

お時間の関係もありますので、詳細は申し上げられないんですけども、よろしくお願いします。

潮谷部会長：

わかりました。

他市の自立支援協議会なんかでも結構話題になっている部分でもありますし、行政の方も入ることもできますので、またあり方については市としても検討いただいたほうがいいかなと思います。

その他何かありますでしょうか。

ちょっと時間の方も過ぎてしまいましたけど、よろしいでしょうか。

最後、北野先生のほうから。

北野委員：

もう時間がきてますけども、皆さんのお手元の資料 4 の取り組む課題の 5 ページのところで、大事なことをまとめていただいてまして、この課題をどこまで、これからここでやっていけるのかというところで、特に最初の 3 つは、古田委員も言われてるように相談支援の関連事業の展開ですよね。

これ区レベルで格差がかなり出てきてますので、区レベルでの格差の是正に関して、区レベルでやれることと、市が現在の仕組みを踏まえて市のレベルでサポートできることを認識されて、今後、もう少し区の実態を踏まえた深掘りをできる、リアリティのあるテーマ設

定をやっていたらなと。

これやっぱり広い話ですから、絞っていきながら何かできたらなというふうに思うのが1つ。

2つ目はやっぱり虐待防止。

障がいの虐待はどうしても大阪市の場合、虐待全体が地域福祉課の担当になってまして、障がいとの連携というのはなかなか難しいテーマなんですよね。

どうしても各区の保健福祉センター、高齢者の虐待問題がやっぱり、保健師さん中心にメインになってまして、障がいの方がどうしても少し力が弱いといいますかね。

ですから、つながる場に関しても高齢、障がい児童の関連する虐待の事例って結構ありまして、それも、どうしてもつながる場も障がい者の問題に関するご理解というのがなかなかできてない段階で、今回、今年の6月に住吉区の自立支援協議会の方で、住吉区の自立支援協議会を中心として、これに関する虐待防止のマニュアルを作らせていただきまして、6月には潮谷部会長と私と、あといろんな方々含めて研修会をさせていただきました。

これやらせていただいていますけど、その後、住吉区の方で特段次の展開どうなってるかということについて聞いてみませんが、ちょっと、市の方でもいろいろプレッシャーをかけていただいて、どう展開するのかについて、少しモデル例として、例えば住吉区の自立支援協議会等と連携しながら、何ができるのかというのをまず進めていただいて、そのあと全区で展開していただくようにしていただけたらなというふうに思っています。

それから、この障がい児の関係機関の問題ってめっちゃ大きなテーマでして、実は他の部会ですけど、差別解消部会でも出ましたけど、差別事例の中で毎月事例検討会をさせていただきですけど、保育所、幼稚園、学校のサービス事例というのがすごく出てきております。

支援困難だからうちでは対応できないとか、あるいは、合理的配慮についてご理解をしてもらえないという形で、障がいを持ってる子供さんが、保育所、幼稚園、普通学級で支援していただけないという事例が出てきました。

もうサービスの的には本当に、国連の権利条約の勧告に基づく中身と全く矛盾するようなことが、大阪市ですらあります。

はっきり言いまして、他の市町村はもっとひどい状態です。

統合教育を進めてらっしゃる大阪市ですら、うまくいってない事例が出てきてますので、これは本当に大きなテーマですからぜひとも、この障がい児支援における関係機関、特に福祉と教育との連携っていうのは特に大きいからです。

できるだけやっぱこれを展開していただきたいなというふうに思っております。

それから最後に、災害時の部分です。

これ、鳥屋委員が面白いことおっしゃられて、ともに生きる地域の展開のツールとして、個別避難計画を新しく作って、できたら避難の模擬実践といいますか、実際に市民を巻き込んで、なんかいろいろやったらどうかと。

本人だけでなく地域も活性化するやろうという、地域の共生社会のビジョンづくり

になるだろうというので、これは福祉の方からもご提案いただいて、こういう形の展開をできたらいいなというふうに思いました。

以上です。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございます。

積み残しの課題がいっぱいあって、何から対応していけばというところがあるんですけど、今回4点課題として挙げられてるものについては、しっかり自立支援協議会の中で進めていくことが大事かなと思ってます。

最近、ワーキングも開けてないということもありますので、集中的に検討する場というのも、市の方でご検討いただけたらなというふうに思っております。

今回新しく入った課題については待ったなしというところで、対応検討しないといけなと思いますので、それらについて対応できるチームでの検討の場というのを設定していただきたいと思っております。

以上で審議の方終わらせてもらいますけど、最後何もないですか。

長時間に渡り議論していただきましてありがとうございました。

事務局の方に最後お返しします。

三浦障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞